

東京弁護士会 期成会

2021年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
発行責任者 代表幹事 柴垣 明彦
政策本部長 磯谷 文明

伝統と未来の融合～魅力ある東京弁護士会を目指して 平和と人権の砦として、弁護士自治を堅持し、会員の力を結集しよう

はじめに	P.1	第8章 多摩支部	P.5
第1章 新型コロナウイルス感染症が司法に投げかけたもの	P.1	第9章 弁護士任官	P.5
第2章 弁護士自治を受け継いでいくために	P.2	第10章 法曹養成をめぐる諸問題	P.5
第3章 弁護士会への参加のあり方	P.3	第11章 憲法問題	P.6
第4章 会員がいきいきと活動するために	P.3	第12章 刑事・少年	P.6
第5章 弁護士会のダイバーシティを実現するために	P.4	第13章 人権と法制度	P.7
第6章 弁護士会の社会的役割	P.4	第14章 弁護士会の国際化	P.8
第7章 会財政問題	P.5		

はじめに

昨年(2020年)は、3月からのコロナ禍の中、市民社会のみならず、我々司法の分野においても、大きな影響を受けました。他方、7年8か月続いた前政権から、新しい政権が誕生しました。

前者は、裁判を受ける権利や我々弁護士会における活動の在り方に再検討を迫り、後者に関しては、これまでの憲法改正、特に9条の2の新設を公言してはばからなかった政府から、今後どう変わるのかという点で注視をしていかなければなりません。

一昨年から、東弁は財政改革を進めています。さまざまな点で活動の萎縮はないでし

うか。東弁では、2018年12月の一斉登録の時期から東京三会の新入会員の数が一番ではなくなりました。日本で最大の数の弁護士を有する弁護士会として、魅力ある会員が溢れ、有意義な活動が行われてきた伝統をこれからの若い法曹に引き継がなければなりません。我々東弁の活動をさらに発展させ、若い法曹に魅力のある東弁を見せたいと思います。

魅力ある東弁とは何か？人によって観点が異なるかもしれませんが、誰にとっても、弁護士自治が堅固に維持され会員にも優しい弁護士会ということであれば抽象的には異論はないはずです。「会員に優しい」とはどういうことでしょうか。会員を守るということだと理解できますが、では、「会員を守る」とはどういうことでしょうか。懲戒処分

を軽くするとか、広告を自由にするとかということでは全くないと思っています。「会員を守る」とは、まさに弁護士自治の発露として、外部からの不当な圧力が弁護士活動にかかることを防ぎ、弁護士の活動の自律性や独立性を制度として守ることだと思います。そして、そのような弁護士会が様々な問題につき、社会に対しきちんと発信することが大切です。

それができる東弁こそ、魅力のある弁護士会と信じます。

本年度も、期成会はこの目標を実現すべく、微力ながら頑張りたいと思います。

期成会代表幹事 弁護士 柴垣 明彦

第1章 | 新型コロナウイルス感染症が司法に投げかけたもの

1 新型コロナウイルス感染症

2020年3月頃から、弁護士会の各種行事や活動が相次いで中止や延期となった。

そして4月7日緊急事態宣言発令により、翌日から裁判所の裁判期日が次々と取り消された。この状態は、ほぼ6月の期日まで同様な形で続いた。7月から、取り消されていた裁判の担当書記官から新しい期日を決めるための連絡が入り始めたが、事件によっては、候補日の最初が9月などというものもあった。さらに再開した裁判期日の入れ方も、通常のスケジュールではなく各部が隔週で期日を入れるという方法を取っており、裁判の遅延が甚だしい。

弁護士会の活動も、4月以降ほとんどが中止状態であった。弁護士会の役員の就任披露などもなくなり、委員会も中止、会派の活動も弁護士会館に集まって行うものは、事実上できない状況となった。日弁連理事会も、地

方からの理事はほぼテレビ会議参加という事態であった。

このような裁判所や弁護士会の状況は、国民の裁判を受ける権利や傍聴する権利などを侵害し、また、弁護士会としての様々な活動ができないことによる弁護士自身の業務遂行に関する不都合など、様々な問題を惹起した。

新型コロナウイルス感染症の拡大がまだ収まらない状況において、今後我々弁護士・弁護士会はこの禍をどう克服していくべきであるか検討することが必要である。

2 裁判所の対応の問題点

4月の緊急事態宣言発令以降、東京地裁・東京家裁の事件は、刑事事件の一部や緊急を要する仮処分など以外、ほぼ裁判所機能がストップした。つまり、日本の司法が止まったという事態が発生した。

このような対応に対し、弁護士からは様々な声が上がっている。期成会では8月にこの問題について会員間で意見交換を実施した。

いわく、2月に提訴したにもかかわらず8月になっても第1回期日が指定されない、婚姻費用の分担調停など当座の生活費にも困るような事件についても一切期日指定されなかった、裁判所から「他の事件との公平感」を持ち出され、次回期日が2か月半も先に指定された調停事件等、枚挙にいとまがない。

裁判所のこのような対応は、最高裁判所が定めた、2016年(平成28年)6月1日付「新型インフルエンザなど対応業務継続計画」に基づくものである。

裁判所としては、作成された同計画に従ったまでということであろうが、上記のような声を聴くとき、この計画通りで果たして国民の裁判を受ける権利は保障されるのか、十分検討する必要がある。同計画の別紙2によると、例えば、家事事件については、「令状に関する事務、保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)」のみが継続されるものとされ、今回不都合が指摘された事務は継続されないままとなる。

この計画が実施されたのは、今回が初めてであるようにも思われるが、やはりこの経験を踏まえて、弁護士会は利用者である市民の声も集めたいと、裁判所に対し、国民の裁判

を受ける権利の実質的保障の視点から同計画の見直しを強く働き掛けていく必要がある。

具体的には、書面による準備手続きなど出頭を要しない手続きを積極的に利用することも考えられる。

3 弁護士会の対応

(1) 物理的な会館の利用

東弁も、4月の緊急事態宣言発令以降、会館に市民の入館を禁止し、会員も地下の通用口からのみ出入りできる状態となった。

弁護士会館は、東弁単独で利用しているものではないため、一定の制約が出ることはやむを得ない。ただし、会員のための会館である以上、その制限は最小限度であるべきである。

(2) 組織運営上の問題

職員の出勤も大幅に減少する中、4月5月はほとんどの委員会の開催は見送られ、6月に入ってから Zoom を利用するウェブ会議が少しずつ開かれるようになった。

他方、常議員会については、クレオにおける開催が続けられ、さらには、定期総会や臨時総会についても、本人出席を呼びかける従前の方法で開催された。いずれも、感染防止対策は十分にとったうえである。

ウェブ会議を委員会に導入するという点については、執行部は規則の改正を行い、規程上も担保された。この方法は、ダイバーシティ及び企業内弁護士や勤務弁護士などの視点からは、会館に来なくても委員会に参加できる道を後押ししたと評価できる。

ウェブ会議は、委員会や会員集会など報告や講義などには、非常に有用なものである。問題は、意思決定機関である常議員会や総会についてである。第3章で触れるとおり大きな課題であるが、しっかりと議論をして結論を出すべきである。

(3) 会員に対するサービスの面

弁護士会は、様々な証明書や手続き、会員に対する研修会の実施などで会員にサービスを提供している。

しかし、4月以降、担当する職員の出勤が大幅に減少し、その結果会員に対するサービスも著しく低下した。さらには、図書館の利用についても制限がかかった。

各種証明書や図書館での調べものなどは、弁護士業務を遂行する上で、必要不可欠なものであり、弁護士会が会員に対して提供するサービスとしては基本中の基本である。そのサービスにかなりの制限がかかったことをどう総括するのか、にわかに結論は出ないが、将来のためにも、きちんと結論を出しておく必要がある。

(4) 市民に対するサービスの面

弁護士会の市民に対する最大のサービスの一つは法律相談の実施である。しかしながら、法律相談は基本対面で行われるため、今回の事態に際し、決定的な打撃を受けた。

東弁は、法律相談センターでの通常の面談相談は中止したが、弁護士紹介サービスを利用して、電話で受けたものを弁護士に割り振るなどして、少しでも法的サービスの提供の低下を軽減するべく努力をした。また、刑事弁護に関する当番弁護士制度については、東

弁は従前どおりの体制で臨み、市民の期待に応える対応体制を維持した。なお、4月5月の派遣要請自体は激減していた。

(5) 新しい社会の変化を見据えた検討と実行

以上、今回のコロナ禍は、弁護士会にとっても様々な問題を提起した。将来定着するであろう新しい社会の変化を見据え、司法の中では依頼者という社会と直接接する法曹である弁護士・弁護士会が準備できることは何か、会長が諮問を出し、チームを作ったうえで1年程度の期間で集中して検討したうえで意見具申し、それを実行することも必要なことではないだろうか。

4 裁判のIT化とコロナ禍

この数年、つまりコロナ禍になる前から、民事司法改革のテーマの一つとして裁判のIT化は議論の対象となっていた。2019年から東京地裁を含む一部の裁判所において、ウェブを利用した準備手続きが始まり、2020

年2月からはさらに広く利用されるはずであった。

2020年4月の緊急事態宣言発令後、すでに述べている通り東京地裁はほぼすべての事件について一方的に期日の取消を通知してきた。本来、このような事態の場合に、ウェブ会議を利用した手続きを進めるべきではなかったのかという疑問はぬぐえない。裁判所からすれば、そもそも職員や裁判官を庁舎に出勤させることをやめていたということが原因の一つと想像されるところであるが。

この裁判手続きのIT化は、民事訴訟の基本原則である直接主義や口頭主義を形骸化させないかという基本的な問題が指摘されたところである。さらに、セキュリティや利用のしやすさのバリアフリー、そして本人サポートの在り方など議論されてきた論点は、最終解決をまだみていない。

他方、今年度以降も、コロナ禍という状況の中でも裁判の継続性を維持するための方策として、このIT化を積極的に進めていく必要がある。

第2章 | 弁護士自治を受け継いでいくために

1 近年の状況と課題

弁護士自治は、弁護士が権力から干渉されることなく人権擁護活動を行い、社会正義を実現するための制度的保障である。

東弁の会員数は、2020年4月の時点で8700人を超え、弁護士業務の内容も多様化している。弁護士の人数の増加・弁護士業務の多様化に伴い、弁護士会離れ、会派離れの傾向が進んでおり、弁護士の弁護士会・弁護士自治に対する無理解・無関心が広がっていないか危惧される。

また、かつては、弁護人抜き裁判法案、接見妨害の問題など、弁護士が弁護士自治について意識する機会が多くあったのに対し、現在では、弁護士自治の重要性について、弁護士業務の中で意識する機会が減っているともいえる。国民の権利を擁護するために、弁護士会が在野法曹として国や地方公共団体の動きを注視し、必要に応じて発言していく役割を負っていることを想起し、弁護士会・弁護士自治に対する理解を深めていくことが急務である。

そこで、弁護士の間では、弁護士自治の重要性について認識を共有していくための努力が必要であり、また、社会全体に対しては、弁護士自治の価値について発信していくことが肝要である。弁護士は、少数者の権利を擁護するための活動をして、公共に奉仕する存在であるというプロフェッションの価値観を語り継いでいくことも必要であろう。

2 弁護士自治の意義を伝える方策

(1) 発信の方法を工夫すること

弁護士自治の意義を効果的に伝えていくため、会員が手に取ったときに興味がわくような、工夫を凝らした読みやすいパンフレット・読み物を作成し、配布することが考えられる。また、情報を伝えるときに、視覚的效果が訴える力は強いいため、動画の威力に着目す

べきである。弁護士自治の価値や歴史を、深く印象に残るような形で伝えることができるような動画を作成し、社会全体に拡散すべきである。

さらに、弁護士会館内に、弁護士や弁護士会の歴史を学べるコーナーを作ったり、弁護士会の記念行事に合わせて書籍を発行したり、会員が歴史を学び、振り返ることができるイベントを開催したりすることも考えられる。

(2) 研修を強化すること

新人弁護士に対しては、必修のクラス別研修で、弁護士自治について学ぶコマを設けるべきである。また、司法研修所に対して、弁護士自治について学ぶ授業を設けてもらえるように働きかけることも重要である。既存会員に向けては、研究者や弁護士会の歴史に詳しい人物に依頼して、弁護士自治を振り返る研修を設けることが考えられる。

(3) 会員参加の拡充に努めること

詳細は第3章で述べるが、弁護士自治の観点から会員参加の拡充が重要である。

3 弁護士の不祥事対策

弁護士による不祥事の発生は、社会からの信頼を損なうことにつながり、弁護士自治を危うくする。弁護士会は、不祥事の発生を防止する取り組みに力を入れる必要がある。

(1) 預かり金横領の問題

預かり金横領に対する対策として、預り金口座の作成を義務付けたことは意義ある対応であった。さらに、預かり金の横領問題に関する会員の関心を高めつつ、他にも現実的に導入可能な対策を検討することが望まれる。

(2) 非弁提携の問題

非弁提携の防止のためには、弁護士法72条等の意義について情報発信してその理解を広めていくと同時に、事件屋により法律事務所

がのっとられた事例にも具体的に言及して、防御策の周知を徹底していくべきである。また、非弁提携の新しい形態として、司法書士などの隣接士業、探偵業者、広告会社などの不適切な提携が挙げられるので、これらの事例についても調査結果をまとめ、周知を図るべきである。

(3) 不祥事全般について、様々な場面で周知を

必要なのは、具体的な情報である。事件放置の結果虚偽報告をしてしまい、あとにひけなくなって判決書の偽造に至ったなど、不祥事については具体例を交えて情報発信していくべきである。

クラス別研修では、もう1コマ増やして出

席を義務化したうえで、冊子「転ばぬ先の杖」や会員サポート窓口を紹介したり、問題事例の内容を簡単に紹介したりすることはできるはずである。また、メーリングリストやウェブサイトの会員ページ等も活用して繰り返し情報発信し、様々な場面で、各弁護士が不祥事の防止について考える機会を作っていくことが求められる。

4 まとめ

弁護士自治のあり方については、時代の変化に合わせて常に問い直し、考え続けることが重要である。今後も、弁護士自治に関する議論を活発に行い、議論内容をあらゆる層の弁護士へ、また社会全体へ伝えていくための努力を続けていくべきである。

至るプロセスを一層充実させる必要がある。2018年3月に取りまとめられた「東京弁護士会総会に関するガイドライン」は、しっかりと遵守されなければならない。

総会前の会員集会にウェブ会議システムを併用することは、すでに昨年から実施されているが参加促進策として有効である。また、現在、総会は多摩支部にもオンラインで中継されているが、支部会館において議決権行使を認めることも検討すべきと思われる。さらにオンラインにより総会の様子も各事務所で見聴できるようになると、その場で繰り広げられる白熱した議論を視聴した会員は次は参加して意見を述べたいと考えるようになり、結局、会員参加を促す可能性がある。

常議員会についても、ダイバーシティの観点から来館しにくい会員のため、ウェブ会議導入の是非、導入する場合の方法等につき会員の意見を聞きながら検討すべきである。

少なくとも一部の委員会、とりわけ人気のある委員会の定員は、ウェブ参加が増えれば大幅に増やすことも考えられる。会務活動の形骸化を避けるためビデオ画面をオフにしないなどのルールを定める必要があるにせよ、ウェブ参加の拡充は、ダイバーシティの観点からも有効であり、東弁としていっそうの活用を進めるべきである。

あわせて、特に若手会員の委員会参加を促すには、参加しやすい雰囲気をつくるなどベテラン会員の配慮も不可欠である。人員構成もベテラン若手のバランスに配慮する必要もあるだろう。

SNSなどの活用も期待されるが、弁護士会が公式の交流の場を設けようとしても、既成の枠を好まないユーザーに選択される保障はない。自由につながり、自由に離れるネット空間の特性を理解しつつ、活用方法を模索していく必要がある。

第3章 弁護士会への参加のあり方

1 会員増と参加の低迷

東弁は、今や9000人に迫ろうという会員を抱えているが、最高意思決定機関である総会において意思表示をしようとする会員は1000人前後にすぎず、総会における議決権代理行使の個数や死刑廃止が議案とされ、賛否双方の委任状獲得競争が白熱したとされる昨年9月の臨時総会においても約2500人とどまった。

その背景には、弁護士数急増の裏で全般的に会員の経済的余裕が無くなりつつあり、収入に結びつかない弁護士会活動を敬遠する傾向があるように思われる。弁護士会で議論される事柄と会員の日々の弁護士業務との間に関連性を見いだしにくくなっており、当事者意識を持ちにくいことも一因と考えられる。

会員として弁護士会と関わる現実的な接点のひとつは委員会活動であるが、主に若手会員から定数のために参加できなかったという声や、ベテランばかりで参加しにくい雰囲気があるといった声も聞かれ、会員の意欲に応じ切れていない。

人材を供給する点でも会内議論の場としても会派は大きな役割を果たしてきたが、多くの若手会員は会派に所属することを嫌い、今や最大会派は無会派だと揶揄される。会派所属会員のなかでも実際に活動に参加する会員は一部に過ぎない。

2 2020年度の情勢

私たちは昨年、総会において代理行使できる議決権の個数を10個から30個に増やす議案に対し、総会における充実した議論を重視する立場から反対した。議決の結果、30個に増やされたが、そうであればますます総会までのプロセスが重要となるはずである。

ところで、昨年はコロナ禍により会館に集まって議論をする従来タイプの会議が著しく減少し、ウェブ会議が多く導入された。その結果、これまでは仕事や家事、育児、介護等でなかなか参加できなかった会員が、自宅や事務所にいながら会議に参加できることとなった。

ウェブ会議にもさまざまな限界はある。しかし、会議を重ねることで多くの会員が慣れ、むしろウェブ会議の方が発言しやすいという声も聴かれる。これまで会議ごとに膨大

な資料を印刷していたが、いまや資料はPDFで送信され、一部の会員は印刷せずにパソコンのディスプレイやタブレット端末に表示して閲覧しており、紙媒体の大幅削減という思わぬ効果も生じている。

IT化は法曹界においても避けられない趨勢となっており、SNSなどを含めむしろ積極的に活用することで会務のあり方を見直す段階に来ているように思われる。

3 これからの会員参加

総会が引き続き東弁にとって最も重要な議論の場であることに変わりはない。執行部はできる限り本人参加を呼びかける努力を怠ってはならない。しかし、一方で、直接民主制のように9000人近い会員が集まって議論することに限界があることも事実であり、総会に

第4章 会員がいきいきと活動するために

1 東弁再生のために

東弁は、ここ数年にわたり会財政の立て直しを検討、実現しているところであるが、新規登録弁護士の入会申込者は減少している。このことは、会財政の立直し計画をも破綻させるだけでなく、東弁が司法界や日弁連の中で担ってきた中核的役割をも脆弱化させることになりかねない。

そこで、東弁は、今一度、これまでの歴史と実績を踏まえながら、活力ある弁護士会を強く希求すべきである。そのためにも、会員の経済的活動を支えるとともに、東弁の担ってきた様々な活動を整理しつつも濃密にし、東弁の広報宣伝によるブランド化を図るべきである。さらに、2019年に設置された「新入会員増加のための取組推進WG」の組織・活動を一層活発化し、新入会員獲得を図るべきである。

東弁が会員にとって魅力のある弁護士会となることが必要不可欠であり、若手への支援、65期から70期のいわゆる貸与制世代に対する支援も、引き続き喫緊の課題である。

2 業務のあり方の変化への対応

新型コロナウイルス感染拡大により、従来

の対面・紙ベース・手作業を前提とした弁護士業務や弁護士会業務のあり方は変革を迫られている。こうした変化は、財政健全化にプラスに働きうるとともに、会員、特に若手弁護士にとっては業務を効率化し、多様な働き方を可能にするものとなりうる。東弁は率先してこうした変化に対応していくべきであり、各種手続のオンライン化、会合のウェブ開催への対応、会員マイページや「べんとら」を通じた各種情報・ツールの提供等を積極的に進めていくべきである。

3 若手会員支援策の充実に向けて

(1) 現状の支援策の充実

ア クラス別研修制度

新規登録弁護士が実務に有用なスキルを学ぶと同時に、クラス内の同期や担任・副担任との交流を通じて情報交換等ができる場である。新人が出席しやすいよう、ウェブ開催への対応や、所属事務所の理解を得よう努めていく必要がある。

イ OJT相談

登録5年未満の若手会員が事件を通して先輩弁護士からスキルを学ぶことのできる貴重

な機会である。従来から、若手会員の申込みの多さに比べて相談枠及び指導弁護士の数は不足しているのが課題だったが、2020年は新型コロナウイルス感染拡大により相談センターの休止や外部法律相談の中止など OJT 相談の機会が著しく減少した。オンライン相談への対応など、再び OJT 相談の機会を若手会員に提供できるような方法を模索すべきである。

ウ チューター制度

即時・早期独立者を孤立させず、業務や事務所運営に関する様々な悩みを相談できる受け皿として有用だが、ここ数年は司法修習生の就職状況の改善に伴い、利用者が減少している。もっとも、感染症拡大の影響で74期司法修習生については法律事務所が新規採用に慎重になることも考えられる中、再び需要が高まる可能性もあり、制度を存続する必要がある。

エ 若手相談室／会員サポート窓口

若手会員が個別受任事件以外の悩みごとを有する場合の相談窓口として、若手相談室と会員サポート窓口がある。若手会員の中では、勤務先事務所との関係等、人間関係に悩む会員も少なくない。今後とも、そのような会員の受け皿として、これらの窓口を充実させていく必要がある。

オ ベんたら

スマホアプリ「べんたら」は、若手会員向けの有益情報のお知らせ、OJT相談の担当者募集など若手会員の支援でも重要な役割を果たしている。

もっとも、東弁ウェブサイト内の会員マイページがスマホに対応していないため、研修の申込みにおける利便性が悪いことが課題となっている。その点の解消も含めて、ますます機能・掲載情報を充実させていくことが望まれる。

(2) 新たな支援策

上記の支援策に加え、東弁としては、若手会員にアンケートを取るなどして若手が必要としている支援内容を具体的に把握し、可能な範囲で実現していくべきである。

4 貸与制世代に対する支援

貸与制世代に対して、東弁はこれまで、新会館臨時会費免除（1人あたり約25万円～40万円の免除）、65期以降会員の会費の5年間・月2000円減額、貸与制世代への各種研修無償化制度を導入した。

しかし、貸与制世代の多数の会員にとって貸与金の返済は厳しい状況にある。貸与制の問題は、司法修習制度の変遷の中で特定の世代だけに生じたものであり、その世代の個人は不可避免的にそのような状況に置かれたものであるから、強制加入団体たる弁護士会としてできる限りの支援をしていく必要がある。

財政の健全化が果たされなければならないということの大前提としつつも、さらなる貸与制世代の支援制度の検討を続け、速やかな導入を目指していくべきである。

とは当然の流れである。東弁の「性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規則」では、性的指向及び性自認に関する偏見に基づく言動はセクシュアル・ハラスメントに該当すると明記されており、2018年10月に、東弁職員等を対象とし、福利厚生制度について、同性パートナーを持つ職員を異性の配偶者（事実婚を含む）を持つ職員と同等に処遇する内容の就業規則等の改正がなされ、2019年12月には、東弁会員を対象とした同種の会則改正が実現した。個人の有する多様な性的指向及び性自認（SOGI）が等しく尊重される会内体制は整いつつあるが、さらに会内のあらゆる取り組みにおいてSOGIの視点からの検討を欠かさないこと（男女共同参画と並んでSOGIの尊重を基本かつ重要な課題と位置付ける等）、SOGIに関連する社会の不平等解消の努力を続けること（性に起因するあらゆる差別を対象とする差別禁止法制定に向けての提言を行う等）にさらに取り組むべきである。

3 障がいのある法曹

現在、東弁においては、聴力・視力障がい者会員の会務活動に要する費用援助制度があるものの、会務活動以外の業務にあたっての障がいの解消は会員弁護士各自・各事務所の負担や努力にゆだねられている。障がいのある法曹の増加とその活動範囲の拡大及び活性化は、障がいをもつ人々の司法へのアクセス障壁の解消及び弁護士・弁護士会への信頼を高めることにつながることを踏まえ、弁護士会は、例えば業務にあたって必要となる手話通訳費用を自己負担にせざるを得ない等の課題の把握と改善策の検討に、障がいをもつ法曹の意見を反映させつつ、着手するべきである。

また、会の内外に向けては、とりわけ国際障害者権利条約13条、障害者基本法第29条及び障害者差別解消法に基づき、司法における、障がいのある人への差別・無理解を解消し、法曹や司法関係者による差別的な言動や取扱いを防止し、個々の障がいの特性に応じた適切な措置・配慮を提供するための取り組みを進めることが必要不可欠である。東弁職員向けの対応要領や弁護士等の職務における対応指針をHPに掲載したり、冊子とすること、研修に盛り込むなどの更なる周知広報が期待される。

第5章 | 弁護士会のダイバーシティを実現するために

基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を果たすために、弁護士は社会の中の様々な立場の市民が抱える問題に対峙することが求められる。多様な人材が活躍することはその使命の遂行のために必要であるとともに、弁護士という仕事の幅を広げ、より魅力的にするもので、職業としての活力と発展につながる。

1 男女共同参画

東弁の多様性実現のためには、意思決定過程への女性会員の参加の推進が必要である。2020年度には、副会長を1名増員し、増員枠に立候補した女性会員を人事委員会が常議員会に推薦し常議員会が選任するクオータ制の導入が理事者から提案され、その後、女性副会長クオータ制導入に関するWGが設置された。2名以上の女性副会長の就任を安定的継続的に実現できる具体的方法につき検討するとともに、副会長の職務の合理化と軽減が一層推進されるべきである。

女性にとって弁護士が魅力ある仕事であるためには出産・育児との両立など働きやすい職場環境の整備と業務上の障害の解消が必要である。東弁は、理事者会で承認されたワークライフバランスガイドラインの趣旨を踏まえて弁護士の働き方改革に取り組むとともに、インハウス弁護士との情報共有をし会務参加をしやすくする方策などの検討を行い、さらに研修実施などにより、会の内外に存する、女性を無意識に劣後的存在としてとらえるアンコンシャスバイアスの解消にもつとめることが望まれる。委員会等のウェブ参加が

認められ、業務・私生活と会務の両立支援になっていることから、コロナ禍による一過性のものとせず、弁護士会館の機器の拡充などの環境整備を行いつつ一層推進されるべきである。弁護士業務と介護の両立に関する支援も多様な弁護士の業務継続を促進する。東弁は、日弁連によるアンケートの回答結果のうち東弁会員分の提供を受け、検討作業に着手するべきである。

2 LGBTQ (SOGI)

性にはグラデーションがあり異性愛及びシスジェンダー以外の多様性を受容していくこ

第6章 | 弁護士会の社会的役割

東弁は、東京都に活動の拠点を置く弁護士の団体として、そこで暮らす人々や活動する企業が誰でも容易に弁護士に相談し法的紛争の解決のための援助が受けられるように、法律相談等のアクセスを改善・拡充するとともに、いまだに残る司法アクセスの障壁や格差を解消しなければならない。

弁護士会が築いてきた社会的信用は大きく、信頼できる法律相談の窓口として、弁護士会の法律相談の果たすべき役割は大きい。法律相談が相談者にとってより利便性の高いものになるよう不断の見直し求められる。その際、例えば女性の相談者が女性弁護士に相談したい、とか、専門的な分野について専門性の高い弁護士に相談したい、相談したい

が高齢や病気・障害等の事情で外出が難しいといった、従来の法律相談の仕組みではカバーが難しいニーズに応えたり、ウェブ会議方式での相談に取り組むなど、弁護士紹介制度の改善拡充も含め、広範な法律相談ニーズに応える取り組みを進めるべきである。

都市型公設事務所については、これまで自治体連携、刑事弁護、法曹養成等、一般の事務所では対応しにくい課題に取り組んで成果をあげ、東弁の社会的評価を高めてきたが、今後重点的に果たすべき役割は何なのかをより明確にするべきである。例えば、司法アクセス障壁や司法アクセス格差を解消するための先駆的な実践を行う事務所という位置づけや、一般の事務所では対応しにくい課題に取

り組みつつ一般の事務所で取り組めるための仕組みやノウハウを開発する事務所という位置づけなどが考えられる。

東弁は、人権擁護活動への精力的な取組み

で個別事件の解決を図るのみならず、そこでの経験をふまえ、その時々社会に生じている人権課題や司法制度の課題について問題提起し、その解決を促すような活動を推進して

きた。この伝統を継承し、基本的人権の擁護と社会正義の実現の観点から、社会に向けて、そして、社会とともに、取り組みを強めていくべきである。

第7章 会財政問題

1 財政改革実現WG

東弁の財政改革実現WGは、5年以内の全会員会費減額を実現し、持続可能な東弁の財政を実現することを目標に活動している。65期以降の全会員会費減額による収入減は年間約5400万円、全会員会費減額の収入減はそれに加えて1億5000万円にのぼる。これらを合計した年間2億円以上の収支改善が同WGの当面の目標である。

2 財政再建取組みに対する提言

強固で持続可能な財政は、東弁の人権活動や公益活動を支える基盤である。一弁と二弁は全会員会費を減額したが、東弁は65期以降の全会員会費減額に留まっており、東弁の会費が他会より高額であれば会員の流出も招きかねない。財政再建は喫緊の課題である。他方

で、会費減額を急ぐあまり弁護士会活動を委縮させることもあってはならない。弁護士会の財源は個々の会員の会費から成り立っており、それを大切に、効率的に必要なところに分配していく視点も常に必要である。

このような観点から、東弁の財政再建にあたっては次の点を重視すべきである。

第一に、バランスの取れた財政再建を実行すべきである。2019年度決算は、WG第一次答申で目標とした事業費・その他管理費の2000万円削減を達成したばかりでなく、2018年度比で3億円の収支改善がされ4年ぶりの黒字決算となった。劇的な収支改善は、東弁が財政危機であるという風評被害を打消す効果等も大きかった。しかし、主な削減対象は、委員会費等の事業費、法律相談センターなど公益活動や人権活動の中心を担ってきた活動であり、三田パブリック法律事務所の閉所など身を切る決断もなされた。一方で、人件費

やシステム・OA費などは未だ大きな改善に至っていない。東弁の公益活動や人権活動を縮小させることのないよう各活動の実情を丁寧に汲み取るとともに、人件費やシステム・OA費に関する検討をより積極的に進め、バランスの取れた財政再建を実行すべきである。

第二に、新入会員の増加に会をあげて積極的に取り組むべきである。第4章で述べたが、新入会員数を増加させ、会の収入(主に会費収入)を増加し、活性化する議論が必要である。

第三に、会館会計について早急に議論を進めるべきである。会館の維持管理費・修繕費の負担は共有持分割合が基準となる(東弁：一弁：二弁=2：1：1)ところ、現状の会員数の比は8：5：5であるから会の財政を圧迫する大きな要因となっている。しかも、東弁では、2011年度から開始された一般会計健全化措置により、一般会計から繰り入れられるべき維持管理会計に修繕積立金会計から繰り入れがなされ、修繕積立金会計の繰越金がそれだけ減少した。将来を担う若い会員に大きな負担を残さないために早急に対応すべきである。

第8章 多摩支部

多摩地域は23区の約2倍の面積を有し人口は23区の約45%の約425万人であるが、支部東弁会員は東弁全体の4%の329人にすぎず、一弁と二弁はさらに少なく、三会を合わせても580人ととどまるため、多摩の市民は十分なリーガルサービスを受けにくい状況にある。

また、多摩支部には多摩地域に事務所を有する弁護士全員が加入しているわけではなく(未加入198人)、支部では、それぞれ本会の同意が必要な事項が多くて十分な決定権がなく、支部が自由に使える予算もない。このような制約を解消し市民のニーズに十分応え

るために支部管内に事務所を有する弁護士の支部への全員加入を目指すとともに、支部の本会化、その前提となる東京地家裁多摩支部の本庁化を求めていくことが必要である。

今回のコロナ禍も支部運営の課題を浮き彫りにした。すなわち、緊急事態宣言が発令された直後、三会本会は支部会館の閉鎖を決定したが、十分な支部役員との協議や支部側の事情への配慮が不十分だったため、支部役員ですら支部会館に自由に立ち入ることができず、事務局への連絡も困難となり、法律相談センターの休止や自治体相談の中止も余儀なくされた。その結果、支部会員のみならず、

これまで連携してきた自治体等諸団体にも多大な迷惑をかける結果となった。その後、本会三会と支部で話し合いが重ねられた結果、2020年9月、支部から本会に対し、「弁護士会多摩支部の業務縮小を検討する会議の開催を決定した場合、弁護士会多摩支部に対して開催通知を送付すること」を求める旨の要望がなされ、本会三会ともにこの要望を受け入れた。次年度執行部にも、この要望を尊重することが求められている。

多摩支部は、多摩地域に法的サービスを提供している点等で、重要な役割を果たしている。今後、平時はもとより感染症まん延や災害発生など有事においても、本会としては本会役員と支部役員との連携を強化し、支部の意向や事情にも十分配慮するべきである。

第9章 弁護士任官

本来、法曹資格のある者は裁判官に任官することができるが、私たちが政策に掲げている弁護士任官とは、司法改革の一環として誕生した、弁護士経験を経た者が常勤裁判官あるいは検事に任官する制度のことである。検事任官の重要性も看過できないが、とりわけ、日弁連が長年の目標としている法曹一元につながるものとして、常勤裁判官への任官の問題が重要である。

この制度に基づく任官者は、2002年以降、2020年10月1日までで81人である。日弁連としては、毎年30人の任官者を誕生させたいと考え、最高裁でもそれだけの予算を取ってきたが、なかなか期待どおりには推移していない。

その最大の問題は、弁護士という自由な職業を選択した人は、裁判官という組織人に転身する意欲が湧きにくいという点にある。そして、周囲が裁判官にふさわしいと考える人

は、弁護士としても成功し、顧客層に恵まれているから、それを断ち切る強いインセンティブを持ちにくいという問題もある。

しかしながら、それでも弁護士経験者には、より多く、裁判官になってほしい。とい

うのは、弁護士として直接、依頼者から話を聞き、紛争の背景を見てきた人が裁判官になることで、現在の裁判が、これまで以上に社会常識を踏まえ、人間味のあるものになると期待されるからである。

東弁では、特に会派の活発な活動を通じて、裁判官適任者を発掘し、送り出す運動を強く展開すべきである。

第10章 法曹養成をめぐる諸問題

1 現状

2015年の法曹養成制度改革推進会議の決定により、法曹人口を毎年1500人程度は輩出することが目標とされるとともに、法科大学院の集中改革を経て司法試験累積合格率7割以上を達成できるよう教育の充実を目指すこととされた。併せて、予備試験・司法試験につ

いても制度・運用の見直しをすることや、司法修習を充実させつつ修習生の経済的支援に取り組むべきこととされた。

上記の決定を受け、また法科大学院の集中改革期間を終えた2019年度には、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(連携法)、司法試験法、裁判所法などの法改正が行われている。

2 法科大学院

2020年度から法学部に設置された法曹コースを3年で修了し、法科大学院既修者コースへと接続するいわゆる3+2制度（5年一貫型）が開始された。2020年法曹コースに入学した学生は、法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となる最初の学生であることに鑑み、法曹コースにおいて十分な教育内容が実施されているかを検証する意義は大きい。なお、新型コロナウイルス感染症により大学の学修環境に大きな影響を生じていることにも留意する必要がある。

また、中教育審議会法科大学院等特別委員会では、2020年度は未修者教育の改善を主軸として、共通到達度確認試験の運用および活用、ICTを活用して有職社会人や地方在住者が学修しやすくするための仕組みなど、7つの論点に関する議論がなされている。法科大学院は、多様性のある人材を受け入れ、未修者を中心とした3年間の教育により法曹として養成することを理念としている。東弁としても、法曹の多様性に資する未修者教育の充実に向けた議論を受けて、それを支援する取組により一層力を入れる必要がある。

3 司法試験・予備試験

法曹養成の中核とされる法科大学院を修了した司法試験受験者の累積合格率は、全体では修了後3年目までで6割を超え、特に既修者では約7割に至っている。他方で、未修者については4割、修了後5年目まででも約5割となっており、未修者の合格率の向上が課題となっている。

司法試験のあり方については、2019年度の法改正により法科大学院における修了要件などが整理され、3+2制度および法科大学院

在学中の司法試験受験が可能となるなど、法科大学院制度にも変化を生じたところである。司法試験が法科大学院教育の成果を適切に反映するものであるよう、そのあり方の検討や改善が必要となる。

また、司法試験予備試験は、制度創設当初より、本来の制度趣旨とは異なり法学部生および法科大学院生が予備試験を経由して司法試験を受験する状況が続いており（令和元年度予備試験合格者の内7割5分以上が学部および法科大学院に在学する者である）、引き続き制度趣旨に沿った運用を検討すべき状況にある。

4 司法修習

2020年度の司法修習は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて、分野別実務修習や集合修習に大きな制約を受けている。また、司法試験の実施時期が例年から変更され、併せて第74期司法修習の開始時期が遅くなるとともに、第75期司法修習とは時期的な重複を生じることが予想される。分野別実務修習の実質が損なわれないよう、適切な配慮を要する。

また、修習給付金制度の実現に伴い、司法修習生の経済的負担は軽減しつつあるものの、貸与制世代と給費世代・給付金世代との格差を生じるに至っている。弁護士会が一体となって後進の育成をするために、格差の是正や司法修習生の経済的負担を軽減するため、引き続き取り組む必要がある。

5 法曹人口

2020年7月、日弁連理事会内法曹養成改革実現本部内に法曹人口検証本部が設置された。同本部の作業を踏まえて2021年度中に取り纏めがなされる見込みであることから、関係機関の動向を注視してゆく必要がある。

た。憲法53条違憲国賠訴訟那覇地裁判決は、「内閣が憲法53条後段に違反して臨時会を召集しない場合には、議院内閣制の下における国会と内閣との均衡・抑制関係ないし協働関係が損なわれる可能性がある」と三権分立を害する危険性を指摘している（同年6月10日判決）。憲法規定の遵守を求めていく必要がある。

4 敵基地攻撃能力保有論

安倍前首相は、退陣表明後の2020年9月、敵国のミサイル攻撃を防ぐため「迎撃能力」を上回る対策を検討し、年内に結論をまとめるとの談話を発表した。これまでの専守防衛の安保政策を転換し、ミサイル発射前に相手国の基地を叩く「敵基地攻撃能力」の保有検討を促すものである。

敵基地攻撃能力の保有は、明文によらない憲法破壊である。東アジアの緊張を高め軍拡競争に加担することは、日本がテロの標的になる危険性を飛躍的に高めることにもなりかねないのであり、到底認められない。

5 日本学術会議問題

日本学術会議の新会員について、同会議は105名の候補を推薦したが、菅首相はうち6名の任命を拒否した。これは、同会議の独立性を侵害し、憲法の保障する学問の自由を著しく損なうものである。また、会員の選出方法について、これまで政府は、内閣総理大臣の任命行為は同会議から推薦された者をそのまま任命する形式的なものに過ぎないと繰り返し表明してきた。今回の任命拒否は、これまでの国会審議や立法者意思に反するものである。

「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点からの判断」という政府の抽象的な説明では、結局任命拒否の理由は候補者のこれまでの政府に対する批判的な言動にあると推測せざるを得ない。このような権力濫用は到底許されず、政府は今回の任命拒否を撤回し、同会議の推薦どおりに任命すべきである。

6 弁護士会の今後の取り組み

上記のような立憲主義や法の支配の無視・軽視をやめさせるには、会長声明の発出だけでなく、広範な市民に直接働きかけていくことが必要である。東弁では、有楽町等において独自の街頭宣伝活動を行うほか、二弁主催の月例憲法宣伝にも参加している。出前授業やシンポジウムの開催も行っている。

法律の専門家集団である弁護士会が、憲法の価値やその破壊の問題点を引き続き市民に分かりやすい言葉で訴えることが強く求められている。期成会は、東弁のこうした活動を引き続き支えていく。

第11章 | 憲法問題

1 憲法「改正」の危機は終わっていない

2020年8月末に安倍前首相が退陣表明し、9月、安倍前首相の路線の継承を掲げる菅義偉氏が首相に就任した。安倍路線の継承とは改憲と立憲主義、法の支配を蹂躪する路線の継承である。新型コロナウイルスの感染拡大を口実にした緊急事態条項創設の議論もくすぶり続けている。

そして、本年1月召集の通常国会で、与党らの憲法改正手続法（国民投票法）改正案が採決される危険性が浮上してきた。しかし、同法には有料広告放送の公平性が担保されていない、最低投票率の定めがない等の根本的な問題がありこのままでの改正は許されない。今後も、東弁として改憲に対する強い警戒と粘り強い運動が必要である。

2 検察庁法改正問題

政府は、2020年1月、東京高検検事長（当時）について、従前の解釈を変更して国家公務員法の勤務延長規定を適用できるとしたうえ、半年間延長する旨閣議決定し、3月には内閣ないし法務大臣の判断で役職定年・定年を超えて検察官の勤務を延長できる旨の特例措置を定める検察庁法の一部改正を含む国家

公務員法改正法案を国会に提出した。

東弁が2度の会長声明で反対を表明したのをはじめ、日弁連、全単位弁護士会が反対を表明した。反対世論が大きく広がり、多数の国民のツイートや検察官OBらの意見書の提出などの結果、同法案は廃案となった。しかし、閣議決定は未だ撤回されておらず、検察庁法の一部改正案は今後も国会上程の可能性もある。引き続き警戒が必要である。

3 臨時国会召集拒否問題

2020年7月31日、野党は、憲法53条後段の規定に基づき、臨時国会の召集決定を求める要求書を提出した。しかし、内閣は結局野党の要求を無視して臨時国会を召集しなかつ

第12章 | 刑事・少年

1 死刑制度

死刑は市民の生命をはく奪する究極の刑罰であるが、死刑を命じた判決が誤判であり、えん罪であった場合、死刑の執行は不可逆的な人権侵害となる。わが国では、1983年から1989年にかけて4つの死刑確定事件について

再審無罪判決が確定している。また、死刑事件ではないが、無期懲役刑が確定していた足利事件をはじめ、近年誤判による再審無罪判決が相次いで出されている。近現代刑事司法制度において「無害の不処罰」は絶対的な命題であるが、捜査も裁判も人間が行なうものである以上、えん罪の危険性をゼロにするこ

とはできない。かかる現状の下での死刑の存置は到底正当化できない。国際的にも、先進国グループである OECD 加盟国36か国のうち、死刑制度を存置しているのは日本を含む3か国にとどまる。死刑廃止は国際的な潮流でもある。

東弁は、昨年9月の臨時総会で「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択し、東弁として死刑制度の廃止に向けて活動すること、死刑執行停止を求めること、死刑に代わる刑罰として仮釈放のない終身刑を検討すべきこと、犯罪被害者や遺族の権利回復を求めることなどの諸方針を打ち出した。もとより犯罪被害者の心情を踏まえ、死刑廃止には慎重な意見も根強い。東弁としては、死刑廃止に向けた取組みを進めていくと同時に、犯罪被害者やその遺族の理解も得られるよう、犯罪被害者支援にもいっそう傾注すべきである。

2 刑事司法手続

近年の刑事司法改革の中で取り残されている分野として、捜査段階の改革が挙げられる。2019年の日弁連人権擁護大会において、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言」が採択され、弁護人を取調べに立ち合わせる権利の確立の実現に向けて取り組むことが確認された。取調べへの弁護人立会い実現に向けて、弁護実践を積み重ねていかなければならない。

また昨今、保釈中の被告人や、刑が確定して収容を控える者が逃亡した事例がニュースで取り上げられ、社会的に関心が向けられた。これを受け、法制審議会では、逃亡防止関係部会が設置され、これらの者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備をすべく、議論が進められている。今後、実刑判決後の再保釈の要件厳格化、保釈中の被告人の逃亡の刑罰化、保釈中の被告人へGPS端末を装着させる措置などについて議論がされ、何らかの法改正がされることが予想される。

もちろん、被告人や実刑確定者の逃亡を防止する必要はある。他方で日本の身体拘束実務は、「人質司法」と呼ばれ、海外からの批判も根強い。近年、勾留請求却下率や保釈許可率が上昇傾向にあるが、逃亡防止の必要性を強調した結果、勾留・保釈実務を厳格化させることや人質司法へ回帰することになってはならない。被告人や刑確定者に対する過剰な人権制約がなされないよう、上記部会の動向は注視しなければならない。

3 再審えん罪

2019年の日弁連人権擁護大会では、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める旨の決議がなされており、東弁としても引き続きこれに沿った運動を展開していく必要がある。とりわけ、再審請求事件においては、「明らかな証拠をあらたに発見した」（刑訴法435条6号）か否かが争われることが多く、この点の解決が喫緊の課題である。

現在の運用では、まず再審請求の手続の中で任意の証拠開示請求を行うが、開示に消極的な検察官も少なくない。開示証拠の重要性に理解のある裁判所は、検察官に対し任意開

示を促すこともあり、客観証拠であれば検察官も任意開示に応じることもあるが、こういった運用上の努力には限界がある。というのは、再審手続における全面的な証拠開示が制度化されていない現状において、弁護側が重要と考える証拠の存否すら明らかにされないことが少なくないからである。

公判前整理手続においては類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求が認められている。再審で求める証拠の多くは、類型または主張関連証拠に該当するものであり、再審においても公判前整理手続と同様の証拠開示の制度が認められていれば、事件の真相解明に資するものと考えられる。そこで、再審請求事件においても公判前整理手続と同様の証拠開示制度の確立が不可欠であることを改めて指摘しておきたい。

4 少年法適用年齢引下げ問題

民法の成年年齢、公職選挙法の選挙権年齢の引下げを受けて、少年法適用年齢の引下げが法制審議会でも議論されてきたが、2020年10月、法制審議会総会は、答申を採択した。日弁連及び全国の弁護士会は、法律の適用年齢は目的に応じて個別に定めるべきであり、現行少年法が効に機能していること等を主張

し、適用年齢引下げに反対してきた。

法制審の答申は、民法上成年となる18歳、19歳も未成熟で可塑性に富む存在であることを認めた上で、18歳及び19歳の被疑事件について、全件家庭送致を維持することとしている。少年法の適用対象とするか否かについては、立法プロセスに委ねるとしているが、自民党公明党の与党PT合意は、適用対象とすべきとしており、これが採用される可能性は高い。これらの結論は、年齢引下げに反対する運動の成果であると評価することができる。

他方で、答申は、現行少年法と異なり、いわゆる「原則逆送」対象事件を短期1年以上の新自由刑（仮称）の罪の事件（強盗罪や強姦性交罪を含む）にまで拡大し、推知報道については18歳又は19歳のときに罪を犯した者が公判請求された場合に解禁することとしたほか、ぐ犯、不定期刑、資格制限の排除の特例も適用しないこととした。この点は、現行少年法を大きく後退させるものであり、18歳・19歳の者の立直りや再犯防止に逆効果であり、容認できない。今後、通常国会に改正法案が提出され審議される見込みであるが、東弁は、これらの問題点が解消されるように取組みを行うべきである。

第13章 | 人権と法制度

1 消費者問題

2020年3月に今後5年間の消費者基本計画が閣議決定された。消費者被害の防止、消費者の参画による社会構造の変革、機動的集中的な対応（デジタル化、グローバル化、新型コロナウイルス）、消費者教育、消費者行政の体制強化が挙げられている。

消費者被害の防止に関しては、大規模な消費者被害をもたらしてきた販売預託商法について原則的に禁止する法改正が予定されている。あわせて、詐欺的な定期購入商法やネガティブオプションについての特商法の改正が予定されている。これらにとどまらず、不招請勧誘の禁止や付け込み型勧誘についての包括的な取消権を導入するための消費者契約法改正についても引き続き提言していく必要がある。

消費者裁判手続特例法が施行され、共通義務確認訴訟が医学部の入試差別、情報商材、給与ファクタリングについて提訴されている。医学部の入試差別問題に関する件では、勝訴判決がされ、簡易確定手続が進行している。制度の運用の中で、対象となる損害の限定、相手方の限定、消費者に通知をするための情報の収集の限界、財産保全などに関し課題も明らかになっている。課題解決のための消費者裁判手続特例法の改正とともに、行政による違法収益掃き出し制度の創設について提言していく必要がある。

なお、弁護士の広告による消費者被害を防ぐため、広告会規に基づき不適切な広告について徹底して調査し、会員に違反行為の中止・排除を命じ、再発防止の措置を取らせる必要がある。

消費者の参画による社会構造の変革に関しては、2020年6月公益通報者保護法が改正された。事業者の内部通報体制の整備、行政機

関への通報要件の緩和、行政機関の対応体制の整備、通報対象者・通報対象事実の拡大、通報に伴う損害賠償の免除を定めている。弁護士法に係る事実も通報対象事実となっており、弁護士会に通報されることも想定される。行政機関に準拠して、適切に対応するための必要な体制を整備する必要がある。

デジタル化については、デジタルプラットフォーム上の取引について、違法な商品・事故のおそれのある商品の流通の防止、消費者レビューを含めた虚偽誇大広告の防止、紛争解決の促進などに関して法改正が予定されている。プラットフォーム事業者の責任の明確化、無権限取引の補償、後払方式の場合の抗弁接続等について決済方法の種類にかかわらず横断的な規制を提言する必要がある。

2 高齢者・障がい者問題

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書が2020年3月17日に公表され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に向けての国の取組みは継続して進んでいる。同計画は5か年計画の後半に入り、さらなる制度・運用の改善が検討されていく中、後見人の担い手としてはもちろん、地域との連携、後見制度の信頼性確保の面でも、弁護士の果たすべき役割は大きい。日弁連は、成年後見制度利用促進専門家会議に委員を派遣しているが、東弁は、後見業務を担う会員の意見が日弁連委員を通じて同会議に伝えられるよう、努めるべきである。また、弁護士後見人に対する社会の信頼を確固たるものにするべく導入された、弁護士成年後見人信用保証制度を積極的に評価し、全対象者の加入に向け強く働きかけるべきである。

ところで、日本の精神科病院の病床数や入院者数、入院者の入院日数は、世界水準を突出して上回っており、日本における精神障が

い者の権利擁護の取組みは、極めて遅れている。精神障がい者の権利擁護を目的とした退院請求等当番弁護士制度は、精神科病院入院者からの求めに応じて弁護士が相談に赴くもので、2020年度、東京三会で足並みをそろえて導入された。東弁は、国の政策において後回しにされる傾向にある人々の権利擁護にこそ、特に力を入れて取り組むべきであり、同制度の充実に向けて会員に広く呼びかけると同時に社会に広く広報すべきである。

また、高齢者や障がい者を狙った犯罪や虐待も大きな社会問題である。こうした社会問題に対応するため、弁護士は、高齢者や障がい者の支援者、たとえば、行政機関、福祉職、医療機関等と連携し、意見交換をする必要がある。東弁は、そうした連携や意見交換の実現に向けて活動を進めるべきである。

以上のような活動は、最終的には個々の会員が担うことになる。東弁は、今後も充実した研修を実施するなどして、このような重責を担う適切な人材を継続的に多数養成すべきである。また、高齢者・障がい者本人との意思疎通の困難さや本人を取り巻く人間関係の複雑さ、虐待など事案の重大さから、業務上困難に直面する会員に対し、紛争や不適切な業務遂行に至らないよう、支援していく必要がある。

3 子どもの人権問題

新型コロナウイルス感染症は、子どもの感染例は少なく、重症化はほとんど見られない。にもかかわらず、唐突に決定された全国一斉休校、外出自粛のなかの孤立や虐待、差別やいじめ被害、さらには親や社会的に自立した自身の経済的困窮など、感染症は子どもたちの生活に甚大な影響を及ぼしている。東弁はQ & Aを公表したほか、他会や弁護士有志たちの取り組みとしてLINE相談などが実施された。子どもたちの実情をしっかりと捉え、他職種・他機関とも連携しつつ、人権侵害に関し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

一方、感染症を理由に子どもの人権拡充の動きを止めてはならない。教育に子どもの人権尊重の思想を浸透させるためにも期待が高まっているスクールロイヤーについては、昨年1月に文部科学省から都道府県教育委員会等に宛てて通知が発出され、各地で取り組みが進んでいる。しかし、制度や運用にはバラツキがあり、現場では学校・保護者・子どもの間で立ち位置に悩むケースも少なくない。日弁連の2018年1月18日付意見書を踏まえ、子どもの利益のためのスクールロイヤーとなるよう教委等に働きかける必要がある。

いじめも深刻さを増している。最新の統計によれば、小学校、とりわけ低学年でのいじめが急増しており、いじめの重大事態の発生件数も増加している。いじめ防止授業、第三者委員会委員への就任、いじめ被害への救済活動など、弁護士の役割はますます期待されているが、特に第三者委員会は時間的にも心理的にも負担が大きい。委員に就任する弁護士が十分な活動ができるよう、設置自治体に働きかけることも重要である。

家裁における子どもの手続代理人制度は、少しずつ活用が広がっているものの、いまだ十分とは言いがたい。日弁連と最高裁の協議を経て有用な活用事例も公表され、裁判官による論文も出ているため、家庭裁判所にいっ

そうの活用を働きかけるとともに会員にも周知していく必要がある。

親子関係については、昨年体罰を禁止する児童福祉法等の規定や子の引き渡しをめぐる改正民事執行法の規定が発効し、さらに懲戒権規定廃止の是非や嫡出推定制度の見直しなどが法制審議会で議論されている。また、離婚後共同親権をめぐる諸問題についても議論が始まっている。親子をめぐる家族法改正の動向にも十分留意し、適時適切に意見を述べていくべきである。

4 外国人問題

ヘイトスピーチ、人種差別問題について、東弁は2018年、「地方公共団体に人種差別撤廃条例の制定を求め、人種差別撤廃モデル条例案を提案することに関する意見書」及び同モデル条例案を採択した。2015年の意見書に引き続くものである。2015年がヘイトスピーチに焦点を当てたものであったのに対し、2018年のものはヘイトスピーチを含む人種差別全般を広く対象としている。

東京都が2018年に、川崎市が2019年に、それぞれヘイトスピーチ規制を内容に含む条例を制定したが、とくに川崎市条例は、東弁モデル条例案を超えて、ヘイトスピーチに刑事罰（罰金）を定めた点などはあるが、東弁モデル条例案を基本的に踏襲したものである。相模原市などその他の地方自治体もヘイトスピーチを規制する条例の制定を準備している。関連して、東弁は2020年6月、「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園

占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明」を発出した。同声明は、ヘイトスピーチ、人種差別と、歴史修正主義との関係について、日本社会に対して注意を促す意味ももった。その後、東京都は誓約書の提出を条件とすることを撤回するに至った。

外国人の長期収容、送還問題について、東弁は2020年8月、「東京出入国在留管理局の収容施設内における新型コロナウイルス感染症の発生に関し、全件収容主義の是正とともに仮放免の徹底を求める会長声明」を発出した。2019年4月、同年7月、同年10月の各会長声明に続くもので、2020年7月の日弁連会長声明などとともに小手先でない、抜本的な改革が必要であることを説いた。

根本的には、一方で日本国籍の取得を厳格に規制しつつ、他方で日本国籍がないことを根拠とする人権制約を過度に行ってきたという戦後日本社会のあり方の問題がある。政府は外国人材受入れ増に舵を切ったが、東弁は2018年12月に会長声明を発出し、包括的な制度改革を伴わない安易な「受入れ」が問題をより深刻化させかねないことを警告した。

感染症拡大の影響により現在は動きが止まっているが、前記のような外国人材受入れ増の方針下にあっては、外国人の人権問題はますます重要課題となっていく。また、外国人親の下、日本で育つ子どもたちの問題にも目を向けなければならない。東弁は引き続き外国人の人権問題に積極的に取り組むべきである。

第14章 | 弁護士の国際化

近年、日本社会は高齢化と人口減少が加速し、外国人の労働力に頼らざるを得ない状況に至っている。2018年の入管法改正はその現状を踏まえ、外国人労働者受け入れへ舵を切った。このため外国人労働者の日本社会での存在感は、今後急速に高まることは間違いない。また現時点では感染症の影響により動きが止まっているが、政府は外国人観光客の大幅な増加を目標としている。このような国のあり方の変化を踏まえると、弁護士・弁護士会の国際化が必要とされていることは異論のないところであろう。一方、世界の人権状況に目を向けると、権威主義的、抑圧的な政治体制が増加し、民主主義を標榜する国においてすら言論の自由などの基本的な人権が危機に瀕している。このような変化は、弁護士ならびに弁護士会にいっそうの国際化を迫っている。

1 国内社会の国際化

(1) 日本に生活する外国人の増加とともに、その権利を擁護し、日本を外国人にとって住みやすく働きやすい社会にするために、弁護士・弁護士会による支援が必要である。外国人の、特に子どもたちへの教育機会の保障（十分な日本語教育やさまざまな支援を含む）、労働力として受け入れた外国人が家族とともに生活できるようにする制度改善（改正入管法により導入された特定技能1号は家族帯同を認めていない）、難民として日本に保護を求める外国人への適切な人道的支援など、弁護士・弁護士会が積極的に取り組

むべき課題は少なくない。

(2) 民事関連では、日本経済の国際化にともない日本における国際商事仲裁の活性化に弁護士・弁護士会は支援を強化すべきである。刑事関連では、通訳と弁護人による外国人に対する取調立会の実現など、外国人関係者のために裁判所、検察庁を含む司法における不便や不安の除去に弁護士・弁護士会は取り組むべきである。

2 世界との関係での国際化と 弁護士・弁護士会

近年、世界各地で権威主義的、抑圧的な政治体制が増え、人権の抑圧、国民の分断、さまざまな差別が頻発している。特に日本とも密接な関わりのある香港の人権状況は重大な懸念になっている。日本の弁護士・弁護士会は、アジアにおける先進的な民主主義国家における弁護士・弁護士会として、国際的視野を持って基本的人権と民主主義を擁護する活動に尽力するとともに、とりわけアジア地域の人権状況に関し積極的に発言し、他国の法曹と連携してゆくことが重要である。